

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

令和5年第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年5月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第5回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>1番 庄賀委員、2番 福垣内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、日程第1、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第15号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、中溝地区にある〇〇〇〇の交差点から150mほど〇〇〇〇方面に進行した〇〇〇〇付近の田1筆でございます。現況としては、畑であることを確認しました。譲り渡し人である〇〇〇〇氏は、今後も耕作予定がなかったところに、申請地と隣接地に自宅を構える、譲り受け人の〇〇〇〇氏が農業をしたいという希望があったため所有権を移転されることになりました。</p> <p>譲り受け人である〇〇〇〇氏は、現在は農地、農機具ともに保有はされていませんが、申請地が193㎡と小さく、耕作には問題ないものと思われま。また、農地もご自宅の目の前ということで、適切に管理していただけるものと思えます。農作業の従事日数についても、申請書によると問題はありません。周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員、お願いします。</p>
<p>世良委員</p>	<p>申請地は中溝地区、〇〇〇〇の交差点を〇〇〇〇に向かって150mほど進んで左手にある〇〇〇〇の裏に位置しております。</p> <p>5月11日に事務局と現地を確認しましたが、ネギや花等を育てておられ</p>

	<p>れいに管理されていることを確認しました。</p> <p>営農計画書では、農機具等は所有していないとのことですが、面積も193㎡ということで、農機具がなくとも十分に耕作は可能であると思われます。また、家の真裏ということで管理していく環境としても問題なく、この度の申請を許可することに問題はないものと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第1、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、議案第16号「農業経営改善計画の認定に係る意見照会について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号の農業経営改善計画の認定に係る意見照会についてご説明いたします。</p> <p>本照会は、認定農業者として認定を希望するものから、農業経営改善計画申請書が熊野町長に対し提出されたことに伴い、熊野町長から当該申請者を認定農業者として認定する可否の参考とするため意見を求められたものです。</p> <p>まず、この認定農業者制度について、簡単にご説明をさせていただきます。</p> <p>市町村の基本構想に基づく農業経営の目標に向けて、農業者自身の創意工夫により経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、この認定を受けた認定農業者に対して支援措置を講ずるものです。</p> <p>主な支援としては、国が定める農作物を生産する農業者に対する交付金の交付や施設整備等に対する融資の特例金利適用や無利子化、税金の優遇措置などがございます。</p> <p>この度の農業経営改善計画でございますが、申請者は株式会社〇〇〇〇代表の〇〇〇〇さんで、肉用牛の営農でございます。〇〇〇〇さんは、令和2年度に個人経営者として認定農業者の認定を受けられておられますが、新聞等で取</p>

り上げられたこともありご存じの方もおられると思いますが、ブランド牛として肥育している〇〇〇〇の評価が高く、今後も販路の拡大が見込めるということで、肥育頭数を現在の〇〇〇頭から〇〇〇頭へ経営規模を拡大する目標から、法人化をされることになりました。そのため、法人として新たに認定農業者として認定を受けなければ、融資制度の支援を受けることができないことから、農業経営改善計画申請をされております。

この農業経営改善計画を認定する上での町が定める基本構想における農業経営の目標は、年間の労働時間が1人あたり2,000時間となること、主たる従業員の年間所得が1人あたり500万円以上となっております。

この度の計画では、年間労働時間を2,800時間から2,000時間、年間所得を〇〇〇万円から〇〇〇万円とすることを目標としたものとなっております。

具体的な目標達成のための取組みとして、年間労働時間については、A Iカメラや監視カメラ、自動給餌機等の導入により一部従事形態を機械化することによる効率化などでの労働時間の削減、年間所得については、畜舎の増築による肥育頭数の増加に併せ、これまでの個人経営から法人化にすることで、複式簿記の導入により経営状況を適切に把握し経営の効率化を図ることで年間所得を増加させるものです。

農業の中でも専門性の高い畜産に分類される事業であり、本町においてもこの〇〇〇〇さんのみが営んでおられるということで、畜産の経営に対し意見するという事は難しいと思いますが、経営計画については、広島県の畜産事務所に相談し作成されていることや町の認定基準を満たしているということで、特に指摘する点については無いものと思われます。

今後については、農業委員会のほか、広島県の各機関についても同様に意見照会をされており、照会先からの意見を参考に町の方で認定の可否について最終決定をされます。議案第16号についての説明は以上です。

議長

ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

日程第2、議案第16号「農業経営改善計画の認定に係る意見照会について」は、認定することに異議なしとして、熊野町長に回答するという事によろし

	いでしょうか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第16号「農業経営改善計画の認定に係る意見照会について」は、認定することに異議なしとして回答することに決定しました。
議長	続いて、日程第3、報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第4、報告第7号「農地法第5条の規定による届出の受理の取消について」、日程第5、報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、4月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案13ページから17ページのとおり、萩原地区で1件です。</p> <p>報告第7号、議案19ページから22ページの農地法第5条の規定による届出の受理の取消については、令和4年12月12日付で専決処分し、令和5年1月の委員会でその旨を報告させていただいておりましたが、計画変更により、地番の全てではなく、一部での転用となったことに伴い、4月11日付で取消願いが提出され、受理したものです。</p> <p>報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案23ページから35ページまでのとおり、萩原2件、出来庭2件、計4件です。うち番号3については、先ほど報告7号で説明させていただきました受理の取消後に計画を修正し再度、届出をした農地となります。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は6月20日(火)に開催予定です。</p> <p>議案については6月9日(金)以降に事務局から送付予定です。</p>

	以上をもちまして、令和5年第5回熊野町農業委員会を閉会します。
--	---------------------------------